毎週火・金曜日発行



示

次

目

ページ

○平成十八年度製菓衛生師試験の実施(七八○・生活衛生

: : 2

秋田県告示第七百八十号

田

規定により、次のとおり平成十八年度製菓衛生師試験を実施する 第二条第一項の規定に基づき、 ので、製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年秋田県規則第十四号) 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)第四条第一項の 公告する。

秋

試験の日時及び場所

(-)

時三十分まで 平成十九年一月二十九日(月)午前十時三十分から午後二

 (\Box) 会議室 場所 秋田市山王四丁目 番 一号 秋田地方総合庁舎 六階 大

試験科目

公衆衛生学 衛生法規

食品学

食品衛生学

栄養学

製菓理論及び実技

ただし、受験者が菓子製造技能士である旨を受験願書提出

○県営土地改良事業工事の完了(鹿角地域振興局農林部)

示

告

県

平成十八年十一月十日 (2)

秋田県知事 寺 田 典 城

(3) 面向で名刺型のもの(七センチメートル×五センチメート 事年数が三年をこえるに至ったことを証する書類一通) ことを証する書類又は昭和四十一年十二月二十六日後に従 昭和四十一年十二月二十六日時点で三年以上従事していた 写真 受験願書提出前六月以内に撮影した脱帽上半身正

除を希望する場合は、技能検定合格証書の写し 菓子製造技能士である者が「製菓理論及び実技」の試験免

Ŧi. 受験願書用紙の交付

期間

でら同月二十八日(木)までの午前八時三十分から午後五時まら同月二十八日(木)までの午前八時三十分から午後五時まか

 (\Box)

(郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「願書請求」と朱 各地域振興局福祉環境部又は生活環境文化部生活衛生課

受験資格 次のいずれかに該当する者であること。 時に申し出た場合は、

→ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に 規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養 成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技

能を修得した者 子製造業に従事した者 学校教育法第四十七条に規定する者であって、二年以上菓

現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第四十七条に をこえるに至った者 が三年をこえている者、又は製菓衛生師法の施行の日後三年 規定する者を除く。)であって、菓子製造業に従事した期間 製菓衛生師法の施行の際(昭和四十一年十二月二十六日)、

受験申込みに必要な書類 受験願書 正副二通

几

添付書類

(1) ること。) と受験願書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本一通を添付す 最終学校卒業証明書 一通(ただし、卒業証明書の氏名

と、又は二年以上菓子製造業に従事したことを証する書類 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したこ 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一 一通

(ただし、三 受験資格中の日に該当する者にあっては、

 (\equiv)

交付場所

ること。

書し、八十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封す

	環 鹿 地	環 仙 北地	環境和地	環 田 地	環 本地	境指導課 北秋田地	導館北 課福秋 社	衛 生 生 注 課	機
	環境部環境指導課平鹿地域振興局福祉	環境部環境指導課価北地域振興局福祉	環境部環境指導課由利地域振興局福	環境部環境指導課秋田地域振興局福	環境部環境指導課山本地域振興局福祉	導課仁福祉環境部環田地域振興局鷹	祉環境部環境指 田地域振興局大	、 衛生課 衛生課 生活環境文化部生活	関
	課福祉	課福祉	課福祉	課福祉	課福祉	部層鷹	境局指大	生活	名
〒〇一二一〇八五七	電話番号〇一八二―三二―四〇〇五横手市旭川一丁目三番四十六号	電話番号○一八七―六三―三四○三 電話番号○一八七―六三―三四○三	電話番号○一八四―二二―四一二○ 電話番号○一八四―二二―四一二○	電話番号○一八—八五五—五一七○ 潟上市昭和乱橋字古開百七十二番一	電話番号○一八五―五二―四三三一能代市御指南町一番十号	〒○一八―三三九三 電話番号○一八六―六二―一一六五	〒○一八―五六〇一 大館市十二所字平内新田二百三十七 -	電話番号○一八—八六○—一五九三 秋田市山王四丁目一番一号	連絡先
	ı	1	ı	ı	1	1	1	ı	-

環境部環境指導課 雄勝地域振興局福祉

電話番号〇一八三—七三—六一五五 湯沢市千石町二丁目一番十号

受験願書の受付 期間及び時間 土曜日及び日曜日を除き、平成十八年十二月一日

付ける。) (郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け

場所

ら同月二十八日(木)までの午前八時三十分から午後五時ま

(金) か

五五―五一七三)で受け付ける。

七十二番地一 秋田地域振興局福祉環境部

(電話〇一八一八

及び県外に居住する者にあっては、潟上市昭和乱橋字古開百

住所地を管轄する地域振興局福祉環境部。ただし、

、秋田市

七 受験手数料 額 九千四百円

 (\Box) 納付方法

受験票の交付 受験願書の提出の際、 秋田県証紙により納付すること。

郵送で交付する。 合格者の発表 平成十九年二月七日(水)午後一時から同年三月七日(水) 受験票は、受験願書受付後、 生活環境文化部生活衛生課から

示するとともに、合格者には書面で通知する。 試験についての問い合わせ先

まで、県庁正面広告板及び各地域振興局福祉環境部掲示板に掲

―一五九三)又は各地域振興局福祉環境部環境指導課 生活環境文化部生活衛生課食品衛生班(電話〇一八—八六〇

公

告

工事を平成十八年三月三十一日完了したので、土地改良法(昭和 二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づ 県営土地改良事業(男神地区ため池等整備事業)につき、 その

平成十八年十一月十日

秋田県知事 寺 田 典

城

行 者 秋

発

印

印

刷

所

電話600八七六六 FAX660〇〇五株式会社 松 原 印 刷 社秋田市山王七丁目五番二十九号

田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料

金

月三千六百七十五円(税込)

刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp

2